

令和8年度 地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務 企画提案コンペ仕様書

1 業務目的

東播磨地域は、県内有数のものづくり企業の集積地であり、県内で最も製造品出荷額等の多い地域である。しかし、こうした強みを持つ一方で、企業の多くが担い手不足に直面しており、企業の魅力が地域の若い世代に伝わっていないという課題を抱えている。

この課題への対応策として近年注目を集めているのが「オープンファクトリー」である。ものづくり企業が生産現場を公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらったりする取組のことで、工場体験ツアーなどの形で実施されている。ものづくり企業の認知度を高め、人材の採用・定着へプラスの影響があるだけでなく、社員の自信につながる、新事業創出のきっかけにもなる、ということで、関心を持つ企業が全国的に増えている。

この数年は、ものづくり産業が集積する地域で、複数の企業が集まって面的に取り組む「地域一体型オープンファクトリー」も広がりつつある。県内でも複数の地域が取り組んでおり、令和7年度には、同じ播磨地域の一部（姫路市・太子町）で「はりまオープンファクトリー」が始まった。

こうした動きの中で、東播磨地域においても「地域一体型オープンファクトリー」の実現を目指し、「地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～」と銘打って取組を進めることで、企業の魅力を世代問わず広く発信するとともに、ものづくりを体感できる機会を創出し、その魅力への理解を深め、誘客及び交流の促進につなげる。

2 業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

3 委託費

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 業務内容

東播磨産業・ツーリズム振興協議会（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、業務目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) リアルブックレットの制作

①作成方針

「1 業務目的」にご理解・賛同いただき、その実現に向けて協働いただける企業を募集し、テキストや写真を活用して企業情報を集約した「東はりまオープンフ

ファクトリーブック（仮称）」を制作する。企業募集時には、オープンファクトリーの意義や先行事例等を分かりやすく周知し、次年度以降の「地域一体型オープンファクトリー」の実施を見据え、継続的な連携を図ること。オープンファクトリーの経験がない、又は経験が乏しい企業も安心して参画できるよう、それぞれの企業の状況に応じて安全面や受入体制等の助言を行うなど、実際の工場見学・体験の受入れに向けてサポートする。

なお、掲載企業は東播磨地域の企業 30 社以上とし、所在市町のバランス等、詳細は委託者と相談の上決定すること。

【業務内容（例）】

冊子の企画・編集、デザイン制作、原稿作成及び必要な取材、写真撮影又は写真素材の選定、校正・修正、印刷用データの作成

※誌面構成、デザイン、掲載内容については、業務目的を達成できるよう受託者の企画提案によるものとする。

②仕様

オールカラーとし、手に取ってもらいやすいサイズ・ページ数、紙質等を提案すること。

③作成部数

3,000 部

④各関係先への送付

納品とは別に、当協議会構成団体（13 箇所）、県民局・県民センター（9 箇所）、協力企業へ完成品を送付すること。

(2) デジタルブックレットの制作

(1)で制作したブックレットを委託者が運営する観光ポータルサイト「まるごと東はりま」の WEB 上で容易に閲覧できるデジタルカタログ（web カタログ）として整備すること。また、「まるごと東はりま」のスポットに登録されていない企業については、新たに登録すること。

5 納品

(1) 納品期限 令和 9 年 3 月 1 日（月）17：00

(2) 納品場所 「9 問合せ先」に記載の事務局

(3) 納品物

①リアルブックレット

②電子データ

ア リアルブックレット PDF データ（①全ページ版、②1 ページずつ版の計 2 点）

- イ 「adobe.illustrator for Windows」(CS6 以上のバージョン) ソフトで使用可能なデータ(アウトライン未処理データ及びアウトライン処理済みデータ)
- ウ デジタルブックレットデータ(HTML5)
- ③ブックレットに使用した画像(JPEG 形式)

6 実績報告の提出

(1) 提出物

- ①業務終了報告書
- ②当該業務の遂行過程で取得したもの

(2) 提出期限

令和9年3月1日(月)17:00

7 委託費の支払い

委託費の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。

8 留意事項

- (1) 本業務の詳細な内容等について、協議会と十分に協議の上決定すること。
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (3) 本業務の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則協議会に帰属する。ただし、成果物を加工・二次利用する場合は、受託者と協議する。
- (4) 仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、協議会と協議の上、業務を進めること。
- (5) 本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、協議会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (7) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

9 問合せ先

東播磨産業・ツーリズム振興協議会 事務局

(兵庫県東播磨県民局県民躍動室地域振興課)

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

電話：079-421-9414 電子メール：hharimakem@pref.hyogo.lg.jp